

第2節 各論

第1 消火器具

技術基準

1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号。以下「規格省令」という。）に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第28号）に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、政令第7条第2項第1号イからニに掲げるものとする。
- (4) 消火器具の適応性は、政令第10条第2項第1号（政令別表第2）によること。

2 能力単位

- (1) 消火器具の能力単位は、第6条第1項の規定及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定

ア 省令第6条から第8条及び条例第35条第4項の規定によるほか、次によること。（第1－1表参照）

第1－1表

	防 火 対 象 物 の 区 分	面 積
政 令 及 び 省 令	政令別表第1(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	50 m ² 〔100 m ² 〕 ^{注1}
	政令別表第1(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	100 m ² 〔200 m ² 〕 ^{注1}
	政令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	200 m ² 〔400 m ² 〕 ^{注1}
	少量危険物	貯蔵又は取扱い最大数量 指定数量
	指定可燃物	貯蔵又は取扱い最大数量 危令別表第4の数量×50
	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所 ^{注2}	100 m ² 以下ごとに1個
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 ^{注3}	25 m ²
条 例	政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物	150 m ²
	変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 ^{注2} （政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又は、その部分に存する場所は除く。）	100 m ² 以下ごとに1個◆
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所 ^{注3} （政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所は除く。）	25 m ² ◆

注1：〔 〕内の数値は、特定主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料とした場合に適用

注2：規則及び条例に規定するその他これらに類する電気設備のある場所とは4.(2)によるものとする。

注3：規則及び条例に規定するその他多量の火気を使用する場所とは、4.(3)によるものとする。

イ 条例第35条第2項及び第3項に規定する各部分に設ける消火器具の能力単位は、1以上とする。

ウ 能力単位の算定方法

(ア) 政令第10条第1項の規定との関連における条例第35条の規定の適用は、次によること。

なお、政令の規定を適用する場合は、省令第6条第2項の規定を適用する。

a 防火対象物の一部が、政令の適用を受ける場合は、政令の適用を受ける部分以外の部分の床面積を150㎡で除して得た数値以上とすること。(第1-1、2図参照)

(15) 項 150 ㎡ 条例規制	(3) 項口 250 ㎡ 政令規制
-------------------------	-------------------------

延べ面積 400 ㎡

(3) 項口 $250 \text{ ㎡} / 100 \text{ ㎡} = 2.5$ 3 単位

(15) 項 $150 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡} = 1$ 1 単位

(※小数点以下は切り上げ、以下同じ)

当該対象物の能力単位は 4 単位

第1-1図

(2) 項口 70 ㎡ 政令規制	(3) 項口 75 ㎡ 条例規制	(5) 項口 75 ㎡ 条例規制
------------------------	------------------------	------------------------

延べ面積 220 ㎡

(2) 項口 $70 \text{ ㎡} / 50 \text{ ㎡} = 1.4$ 2 単位

(3) 項口と (5) 項口

$(75 \text{ ㎡} + 75 \text{ ㎡}) / 150 \text{ ㎡} = 1$ 1 単位

当該対象物の能力単位は 3 単位

第1-2図

b 防火対象物全体が政令の適用を受けない場合は、当該防火対象物の延面積を150㎡で除して得た数値以上とする。(第1-3図参照)

専用住居 150 ㎡	(3) 項口 100 ㎡
---------------	-----------------

延べ面積 250 ㎡

$150 \text{ ㎡} + 100 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡} \div 1.7$

2 単位

当該対象物の能力単位は 2 単位

第1-3図

(イ) 少量危険物、指定可燃物の場合

a 少量危険物（屋内タンクで灯油 300L 取り扱う場合）※第2石油類 指定数量 1,000L

$300 / 1,000 = 0.3$ 能力単位は 1 単位

- b 指定可燃物（倉庫内に綿花類を2,000kg貯蔵する場合）※綿花類 危政令数量200kg)
 $2,000\text{kg}/200\text{kg} \times 50 = 0.2$ 能力単位は1単位
- c 指定可燃物（倉庫内に紙くずを10,000kg貯蔵する場合）※紙くず 危政令数量1,000kg)
 $10,000\text{kg}/1,000\text{kg} \times 50 = 0.2$ 能力単位は1単位
- (ウ) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備（屋内に面積250 m²の変電設備を設置する場合）
 $250\text{ m}^2/100\text{ m}^2 = 2.5$ 3単位 必要な能力単位は3単位
設置に係る面積の算定については、次によること。
- a 感電防止用フェンス等により囲われた部分とする。
- b キュービクル式の変電設備の場合は水平投影面積とする。
上記以外の場合は、当該室の床面積とする。
- (エ) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場合（ボイラー室の床面積が100 m²の場合）
 $100\text{ m}^2/25\text{ m}^2 = 4$ 当該部分の能力単位は4単位
設置に係る床面積の算定については、次によること。
- a 室を形成する場合
当該室とする。
- b 室を形成しない場合
条例第3条第1項第1号に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。
- c 厨房部分
建基令第129条第6項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。
- (オ) 条例第35条第2項及び第3項の規定による能力単位の算定については、前(ウ)又は(エ)を準用する。

3 設置及び配置等

(1) 設置場所

政令第10条第2項第2号及び省令第9条の規定によるほか、屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。

(2) 配置等◆

省令第6条第6項及び省令第7条第1項の規定によるほか、次によること。

ア 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器の本来の目的として使用が困難なため、第6条第6項の規定により各階に設置される本数の消火器をナースステーション等の有効に使用可能な場所に集中して配置できるものとする。

イ 政令第10条第1項に規定するもののほか、政令別表第1(1)項ロ及び(3)項（火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものを除く。）から(16)項までに掲げる防火対象物には、消火器具を設置すること。（注：政令第10条第1項の規定と併せ、(1)項から(17)項まで及び(20)項の防火対象物には、規模にかかわらず消火器具を設置すること。）

ウ 防火対象物で、壁等により区画されたものにあつては、当該区画された部分ごとに消火器具

を設置すること。(注：飲食店等は、歩行距離 20m以下ごとの規定にかかわらず、営業上区画された「店」ごとに消火器を設置すること。この場合「歩行距離 20m以下」の基準も満足しなければならないことになる。)

エ 政令別表第1(5)項ロ又は(16)項で前記の用途が存する防火対象物は、歩行距離 20m以下ごとの規定にかかわらず、「住戸」ごとに消火器具を設置すること。

ただし、次の条件を満たす場合は、パイプシャフト等内に設置できるものとする。

(7) 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識を扉の前面に設置すること。

(イ) 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。

(ロ) 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な構造とすること。

(エ) パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。

オ 防火対象物内の駐車場で 50 m²以上については、その部分に消火器を設置すること。なお、その場合の能力単位は2単位以上とすること。

カ 大型消火器は格納箱付で設置すること。駐車場等に設ける場合は、車両による破損及び駐車による使用不可保護のため、保護ポールを設けること。また、大型消火器の格納箱のかさ上げは5センチ以下とすること。ただし、傾斜がなくかさ上げで水平をとる必要がない場合は、かさ上げを設けなくて傾斜の低い部分を除きコーキング処置を行ってもよい。

キ 電気設備等に設置する消火器及び大型消火器は、できるだけ格納箱付で防火区画外に設置すること。

ク 体育館等で、当該施設の使用上、消火器具を歩行距離20m以下で設置することが困難な場合は、省令第6条第6項の規定により各階に設置される本数の消火器具を有効に使用することができる設置可能な場所に設置できるものとする。

(3) 標識

省令第9条第4号に規定する標識は、次によること。●(第1-4図参照)

ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本産業規格Z8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

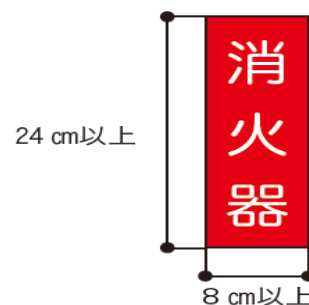
ア 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

イ 地を赤色、文字を白色とすること。

ただし、地、文字ともに違う配色でも鮮明に認識できる場合はこの限りでない。その際は、事前に消防と協議を行い、確認をすること。

〔標識の大きさ〕

地：赤色
文字：白色



第1-4図

4 省令第6条第3項から第5項及び条例第35条第2項各号の取扱いについて

- (1) 火花を生ずる設備のある場所は、グラビ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

- (2) 変電設備又は発電設備その他これらに類する電気設備のある場所及び全出力の算定は、次のとおりとする。

ア 変電設備（電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー等の電気機器によって構成されるもの。）で全出力が20kWを超えるものがある場所をいう。

イ 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電の発電設備のある場所をいう。

ウ その他これらに類する電気設備は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断器、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備のある場所をいう。

なお、次のいずれかに該当するもののある場所を除く。

(ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ウ) 蓄電池設備で、その容量が4,800 アンペアアワー・セル未満のもの

(エ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御式のもの

(オ) 配線、照明、電動機等

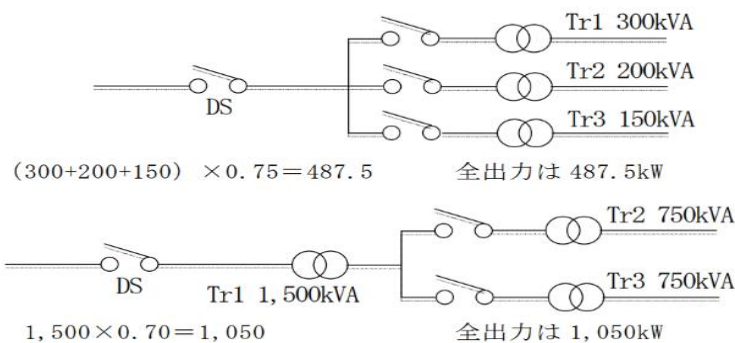
エ 変電設備及び発電設備の全出力の算定は、次によること。

(ア) 変電設備

全出力は、受電用遮断器の二次側に接続される変圧器の定格容量 kVA（一の変圧器の容量が3kVA 未満のものは除く。）の和に次表の係数を乗じて算定する。この場合、主変圧器（連絡変圧器）の二次側に接続される変圧器の容量は含まないものとする。なお、設置場所が異なる場合は、設置場所ごとに全出力を算定する。

変圧器の定格容量の合計	係 数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

〔計算例〕



ただし、Tr 1、と Tr 2、Tr 3 の設置場所（区画）が異なる場合は、場所ごとに全出力を計算する。

なお、発電機の出力が kVA で表されている場合には、発電機の力率を乗じること。

(3) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所は、次のとおりとする。

- (ア) 厨房（個人の厨房及び事業所等の給湯室を除く。）
- (イ) 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- (ウ) 工業炉及びかまどを設置する場所
- (エ) 熱風炉を設置する場所
- (オ) 公衆浴場の火焚場
- (カ) 火葬場のかま場
- (キ) 焼却炉を設置する場所
- (ク) サウナ室

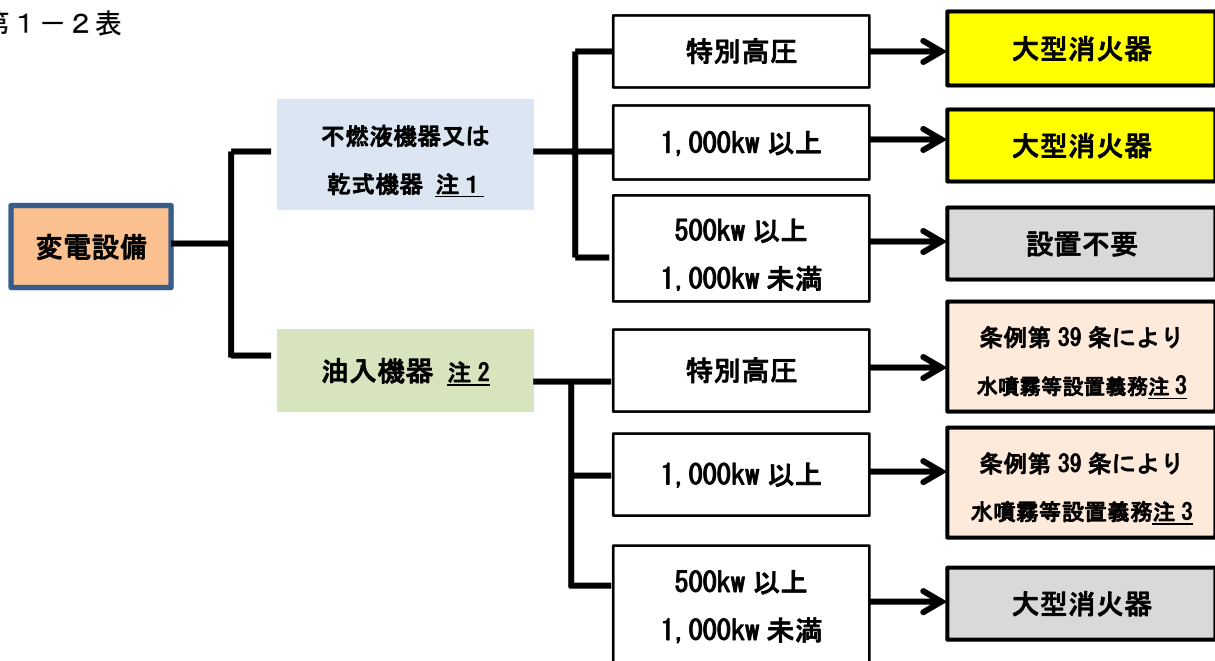
(4) 消火ポンプ室は、政令第 11 条から第 19 条及び第 29 条に係る消火のためのポンプを設置する場所をいう。

(5) 飛行機の整備に用に供される場所は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項の規定されている飛行機の整備場等をいう。

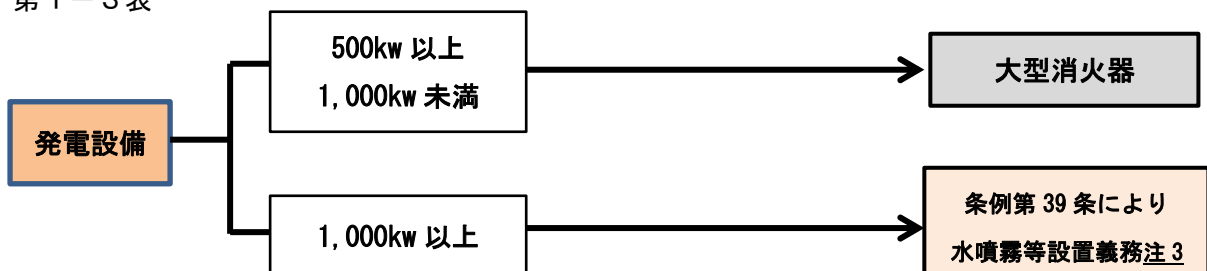
5 条例第 36 条第 1 項各号の取扱いについて

(1) 条例第 36 条第 1 項各号の取扱いについては第 1－2 表及び第 1－3 表のとおりとする。

第 1－2 表



第 1－3 表



注1 不燃液機器又は乾式機器を使用する変電設備とは、主要な機器（主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等をいう。以下同じ。）全てに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びにJIS C 4003 の機器絶縁を施したものを使用した変電設備をいう。また、モールド変圧器（巻線を耐熱、電気絶縁性に優れたエポキシ樹脂などで覆った変圧器をいう。）を使用した変電設備については、乾式機器に該当するものであること。

注2 油入機器とは、主要な機器の一部又は全部に電気絶縁油を使用した変電設備をいう。また、電気絶縁油とは、JIS C 2320 に定めるもの及びその他の絶縁油（不燃性のものを除く。）をいう。

注3 条例第39条により水噴霧消火設備等の設置が義務になる場合において、省令第8条第3項の規定に適合する場合は大型消火器を設置しないことができる。

（2）変電設備及び発電設備における全出力の算定方法は、前4.（2）を準用する。

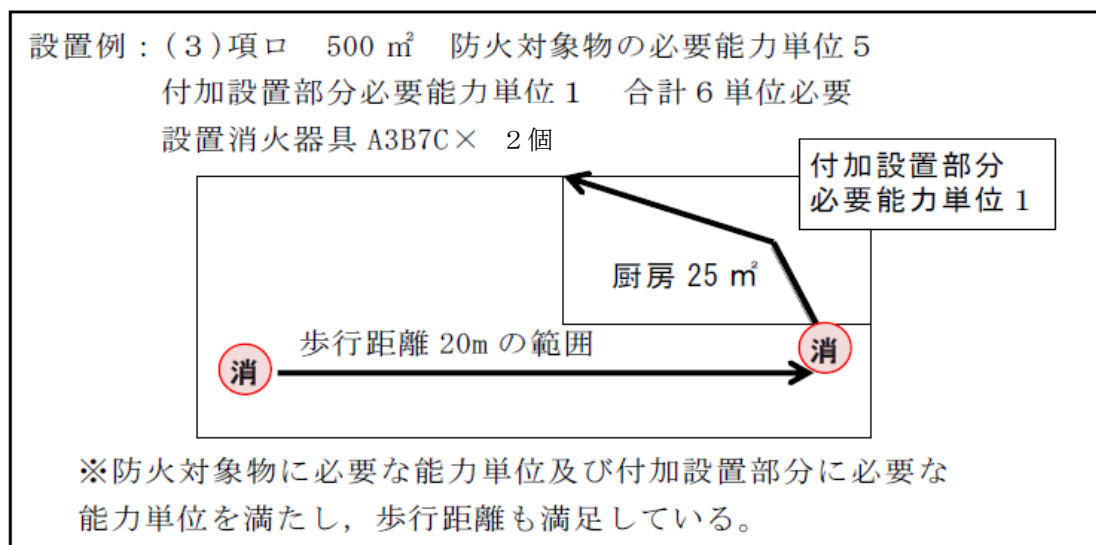
（参考）電圧の区分	
低圧	使用電圧 交流 600V・直流 750V以下の電圧
高圧	使用電圧 交流 600V・直流 750Vを超え、7,000V以下の電圧
特別高圧	使用電圧 7,000Vを超える電圧

6 付加設置すべき部分の消火器具の取扱いについて

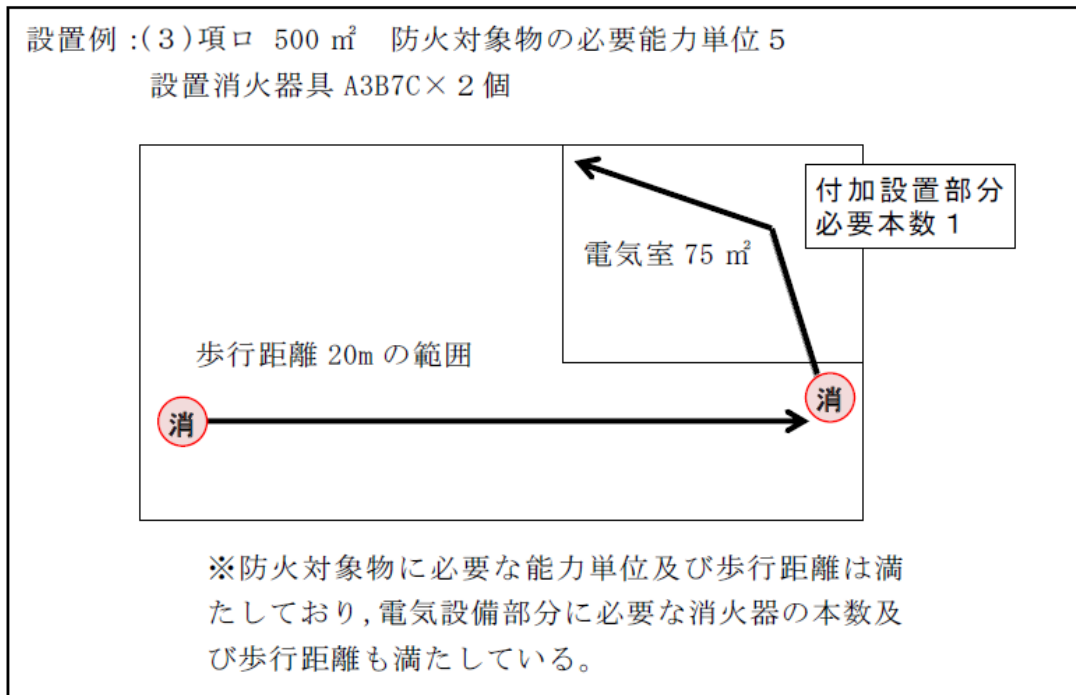
（1） 政令第10条第1項又は条例第35条第1項の規定により防火対象物に設置される消火器具が、規則第6条第3項及び第5項又は条例第35条第1項各号（第2号を除く。）の規定によりボイラー室等に設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、重複設置は必要ないものとして取り扱う。（第1－6図参照）

なお、省令第6条第4項及び条例第35条第1項第2号の規定による電気設備が存する部分に設ける消火器具にあつては、防火対象物に設置される消火器具（消火器に限る。）が電気設備設置部分に必要な消火器の個数と歩行距離を満たす場合は、重複設置は必要ないものとして取り扱う。（第1－7図参照）

（2） 前（1）により消火器具を設置する場合の消火器の設置場所は出入口付近の廊下、通路等の避難上支障のない位置に設置すること。

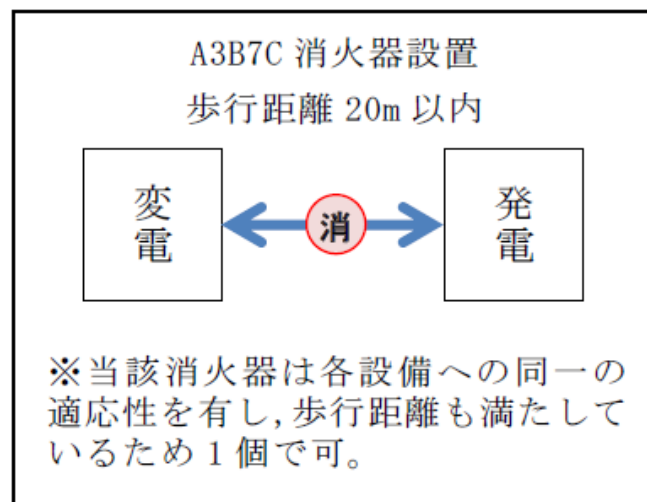


第1－6図



第1－7図

- (3) 省令第6条第3項から第5項及び条例第35条第1項各号により屋上に設置される消火器については、第1－8図のとおり一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、それぞれの能力単位（電気設備については個数）と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置は必要ないものとして取り扱って差し支えないものとする。



第1－8図